

▶① 要件

該当する要件にチェックを付けます。
なお、2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの項目にチェックを付けます。

※「特別障害者」とは、障害者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている人など、精神又は身体に重度の障害のある人をいいます。
詳しくは、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1160障害者控除」をご確認ください。



左記のページは
こちらから

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和4年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。
※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和4年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、令和4年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。

▶② ☆扶養親族等

「要件」欄で「同一生計配偶者が特別障害者」、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合、その要件に該当する同一生計配偶者又は扶養親族の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。

なお、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合でその扶養親族が2人以上いる場合は、いずれか1人の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。
また、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶③ ★特別障害者

「特別障害者に該当する事実」欄には、障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの特別障害者に該当する事実を記載します。

※特別障害者に該当する人が「扶養控除等（異動）申告書」に記載している特別障害者と同一である場合には、「扶養控除等申告書のとおり」にチェックを付けることで差し支えありません。

○ 令和4年分 給与所得者の保険料控除申告書

令和4年分 給与所得者の保険料控除申告書

1

所轄税務署長 神田	給与の支払者の 名称(氏名) 〇〇〇〇 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ 山川 太郎	記載がしなはれこちら
税務署長	給与の支払者の 法人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	あなたの住所 又は居所 東京都練馬区栄町 23 - 7	QRコード
	給与の支払者の 所在地(住所) 東京都千代田区神田錦町 3 - 3		

2

保険会社等 の名称	保険等 の種類	保険等 の期間	保険等 の氏名	保険金等の受取人 の氏名	新・旧 区分	あなたが今年中に支払った 保険料等の金額(①)※(円)	あなたが今年中に支払った 保険料等の金額(②)※(円)	給与の 支払者 控除 額 (円)
●●生命	養老	10年	山川太郎	山川明子	新	(a) 25,000	(a)	
××生命	養老	10年	ク	ク	新	(a) 80,000	(a)	
①の金額を下の「計算式Ⅰ(新保険料等専用)」に当てはめて計算した金額						計(①+②)	③	40,000
②の金額を下の「計算式Ⅱ(旧保険料等専用)」に当てはめて計算した金額						④	⑤	45,000
③と⑤のいずれか大きい金額						⑥	⑦	45,000
①の金額の合計額						A	25,000	
②の金額の合計額						B	80,000	
③の金額の合計額						C	80,000	
④の金額の合計額						D	40,000	
⑤の金額の合計額						E	27,500	
⑥と⑦のいずれか大きい金額						計(⑥+⑦)	⑧	120,000
計算式Ⅰ(新保険料等専用)※						計算式Ⅱ(旧保険料等専用)※		生命保険料控除額 計(⑧+⑨+⑩)
A、C又はDの金額						B又はEの金額		(最高120,000円)
20,000円以下						25,000円以下		120,000
20,001円から40,000円まで						25,001円から50,000円まで		
40,001円から80,000円まで						50,001円から100,000円まで		
80,001円以上						一律に100,000円		

1 氏名、住所などの記入

①

所轄税務署長 神田	給与の支払者の 名称(氏名) 〇〇〇〇 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ 山川 太郎
税務署長	給与の支払者の 法人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	あなたの住所 又は居所 東京都練馬区栄町 23 - 7
	給与の支払者の 所在地(住所) 東京都千代田区神田錦町 3 - 3	

▶① 所轄税務署長

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

▶② 給与の支払者の法人番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

2 生命保険料控除額の記入

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間	保険等の種類(目的)	契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	支払者の氏名	給付金の額
② ●●生命	養老	10年	養老	山川 太郎	山川 明子	夫	25,000円
	××生命	養老	10年	〇	〇	〇	80,000円
③ ●●生命		介護	介護	山川 太郎	山川 明子	夫	80,000円
④ ●●生命	〇〇生命	30年	〇〇生命	山川 太郎	山川 太郎	本人	90,000円
	××生命	30年	××生命	〇	〇	〇	30,000円
⑤ ●●生命	〇〇生命	30年	〇〇生命	山川 太郎	山川 太郎	本人	40,000円
	××生命	30年	××生命	〇	〇	〇	27,500円

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

① 生命保険料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを生命保険料控除証明書や契約証書などを参考に記載します。「新・旧の区分」には、生命保険料控除証明書等に記載されている適用制度の新旧区分を記載します。なお、保険金等の受取人は、あなた又はあなたの配偶者や親族（個人年金保険料については親族を除きます。）であることが必要です。※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、旧生命保険料で一契約の保険料の金額が9,000円以下であるものを除き、証明書類の添付等が必要です。

② 一般の生命保険料

(保険料控除証明書からの記載例)
(イメージ) 保険料控除証明書 (一部抜粋)

令和4年分 生命保険料控除証明書

契約番号(証券記載番号)	保険払込期間	保険の種類	適用制度
〇〇〇〇△△△△	10年	養老	新生命保険料控除制度
払込方法	契約日	保険期間	年金支払開始日
月払	〇年〇月〇日	10年	
保険金受取人名		保険受取人生年月日	
山川 明子		〇年〇月〇日	
一般	一般の生命保険料(A)	配当金(相当額)(B)	一般証明額(A-B)
	25,000円	0円	25,000円
介護	介護医療保険料(C)	配当金(相当額)(D)	介護医療証明額(C-D)
年金	個人年金保険料(E)	配当金(相当額)(F)	個人年金証明額(E-F)

(記載例の控除額の計算)
①欄: 25,000円×1/2+10,000円=22,500円(計算式I)
②欄: 80,000円×1/4+25,000円=45,000円(計算式II)
③欄: 22,500円+45,000円=67,500円→最高40,000円
④欄: 控除額は、②と③のいずれか大きい金額→45,000円

③ 介護保険料

(記載例の控除額の計算)
⑤欄: 80,000円×1/4+20,000円=40,000円(計算式I)

④ 個人年金保険料

(記載例の控除額の計算)
⑥欄: 90,000円→最高40,000円(計算式I)
⑦欄: 30,000円×1/2+12,500円=27,500円(計算式II)
⑧欄: 40,000円+27,500円=67,500円→最高40,000円
⑨欄: 控除額は、⑤と⑥のいずれか大きい金額→40,000円

⑤ 生命保険料控除額

(記載例の控除額の計算)
④45,000円+⑨40,000円+⑩40,000円=125,000円
→最高120,000円
※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

3 地震保険料控除額等の記入

保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	契約者の氏名	地震保険料又は旧長期損害保険料区分	給付金の額
① 地震保険料控除	××火災	地震(建物)	山川 太郎	42,000円	
	▲▲火災	積立傷害	山川 太郎	14,800円	
②のうち地震保険料の金額の合計額					② 42,000円
③のうち旧長期損害保険料の金額の合計額					③ 14,800円
地震保険料控除額					②の金額(42,000円) + ③の金額(14,800円)が10,000円を超える場合は、(42,000円 + 14,800円) × 1/2 + 5,000円 = 50,000円
社会保険料控除	社会保険の種類	保険料支払先	保険料を負担することになっている人の氏名	あなたが本年中に支払った掛金の金額	
合計(控除額)					
小規模企業共済等掛金控除	種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額			
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金					
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金					
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金					
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金					
合計(控除額)					

① 地震保険料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを地震保険料控除証明書や契約証書などを参考に記載します。「地震保険料又は旧長期損害保険料区分」欄には、地震保険料控除証明書等に記載されている適用制度の区分に○を付けます。保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している人は、あなた又はあなたと生計を一にする親族であることが必要です。※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。

(保険料控除証明書からの記載例)

(イメージ) 地震保険料控除証明書 (一部抜粋)

令和4年分 地震保険料控除証明書

保険契約者氏名	山川 太郎
証券番号	〇〇〇〇××××
保険の種類	地震保険
保険の対象	建物
又は被保険者	
保険期間	令和4年1月1日から 令和8年12月31日まで5年間
払込方法	一時払
1回分保険料	42,000円
控除対象保険料	42,000円
満期返戻金の有無	無
その他	上記保険料は、所得税法第77条第1項に規定する地震保険料に該当するものです。

(記載例の「地震保険料控除額」の控除額の計算)

地震保険料の控除額
42,000円(②)の金額、最高50,000円)
+12,400円(③)の金額が10,000円を超える場合は③×1/2+5,000円、最高15,000円)
=54,400円→最高50,000円

② 社会保険料控除

国民年金保険料など、あなたが直接支払った社会保険料を記載します。給与から差し引かれた社会保険料は記載しません。※国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金を記載する場合は、「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際、その証明書類の添付等が必要です。

③ 小規模企業共済等掛金控除

iDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金など、あなたが直接支払った小規模企業共済等掛金を記載します。給与から差し引かれた掛金は記載しません。※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。